

沖縄県青年海外協力隊を支援する会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は沖縄県青年海外協力隊を支援する会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、浦添市在国際協力事業団沖縄国際センター内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は国際協力事業団が行う青年海外協力隊（以下「協力隊」という。）の活動を支援し、充実させるための県民運動を展開し、国際協力の振興と世界平和の実現に向け、積極的な貢献を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 協力隊事業の支援と育成を図ること。
- (2) 青年の協力隊参加意欲の向上を図るとともにその環境づくりを進めること。
- (3) 協力隊事業および隊員の活動に関する知識を普及し、県民各層の理解を深めること。
- (4) 派遣隊員への支援を行うこと。
- (5) 会員への情報提供を行うこと。（月刊クロスロードの配布を含む）
- (6) 帰国隊員の社会復帰、再就職のための適切な支援を行うこと。
- (7) その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行うこと。

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体。
- (3) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した自治体および法人。

(入会および退会)

第6条 本会の会員になろうとするときは、所定の入会申込書に本会則第16条に定める会費を添え、会長に提出しなければならない。

2 会員が退会しようとするときは、退会届に理由を付して会長に提出しなけれ

ばならない。

3 会費を3年連続して納入しない者は、会員の資格を失う。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監 事 2 名

(役員を選任)

第8条 本会の会長、副会長、事務局長および運営委員は理事会において選任し、理事および監事は総会において選任する。

(役員職務および任期)

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

- (1) 事務局長は、会長の指揮のもと、事務を総括する。
- (2) 理事は、理事会を組織し、執行計画および緊急な事項について審議する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を組織し、本会の業務の運営に当たる。
- (4) 監事は、会計および事業に関する監査を行う。
- (5) 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問の委嘱)

第10条 本会に顧問を置くことができる。その委嘱は理事会の承認を得て会長が行う。

第5章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 運営委員会

(総会)

第12条 本会の通常総会は、年一回、会長が召集する。

- (1) 議長は、会長がこれに当たる。議決は、出席会員の過半数の賛成を以て議決する。
- (2) 総会の議決事項は次のものとする。
 - 1) 会則の改定
 - 2) 役員を選任
 - 3) 事業計画および収支予算の承認
 - 4) 収支決算の承認
 - 5) その他総会において特に必要と認めた事項
- (3) 必要に応じて会長が召集し、臨時総会を開催することができる。

(理事会)

第13条 本会の理事会は、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 議長は、会長がこれに当たる。
- (2) 理事会の決議事項は、次のものとする。
 - 1) 総会決議の執行に関する事項
 - 2) 総会に付議すべき事項
 - 3) その他総会決議を要しない会務の執行に関する事項
 - 4) 本会の承認事項についてはその運営を運営委員会に委任する。

(運営委員会)

第14条 本会の運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。

- (1) 運営委員会は、事務局長を含む運営委員で構成し、理事会の委任を受けて本会の運営に必要な事項を審議執行する。
また、必要に応じて、会長、副会長、理事が出席するものとする。

第6章 資金および会則・事務

(資金の構成)

第15条 本会の資金は、次の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) 寄付金
- (4) 事業収入
- (5) その他の収入

(会費)

第16条 本会の会費は、別に定める。

(帳簿)

第17条 本会には、次の帳簿等を備えるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 会計帳簿
- (4) 総会議事録
- (5) その他必要と思われる書類

(事業および会計年度)

第18条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。

第7章 補 則

(その他の事項)

第19条 その他本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別途に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成6年3月23日から施行する。
- 2 平成6年度の予算執行については、第18条の規定にかかわらず、施行日から平成7年3月31日までとする。

附 則

- 1 改正されたこの会則は、平成12年4月24日から施行する。
- 2 第6条第3項の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則

改正されたこの会則は、平成21年8月27日から施行する。

会則の沿革

制定：平成6年3月23日 設立総会

一部改正：平成12年4月24日 第6回総会

- 1 第6条（入会及び退会）の条項区分。
- 2 第6条3項として、会員資格喪失条項を挿入。

一部改正：平成21年8月27日 第15回総会

第16条（会費）を変更。